

大規模高層ビルの防災管理のために 防災管理定期点検報告が 義務化されました

(消防法第36条)



平成21年 6月 1日から施行

■防災管理業務とは…

防災管理対象物の全ての管理権原者は、一定の資格を有する者の中から防災管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行わせることが義務づけられました(消防法第36条)。

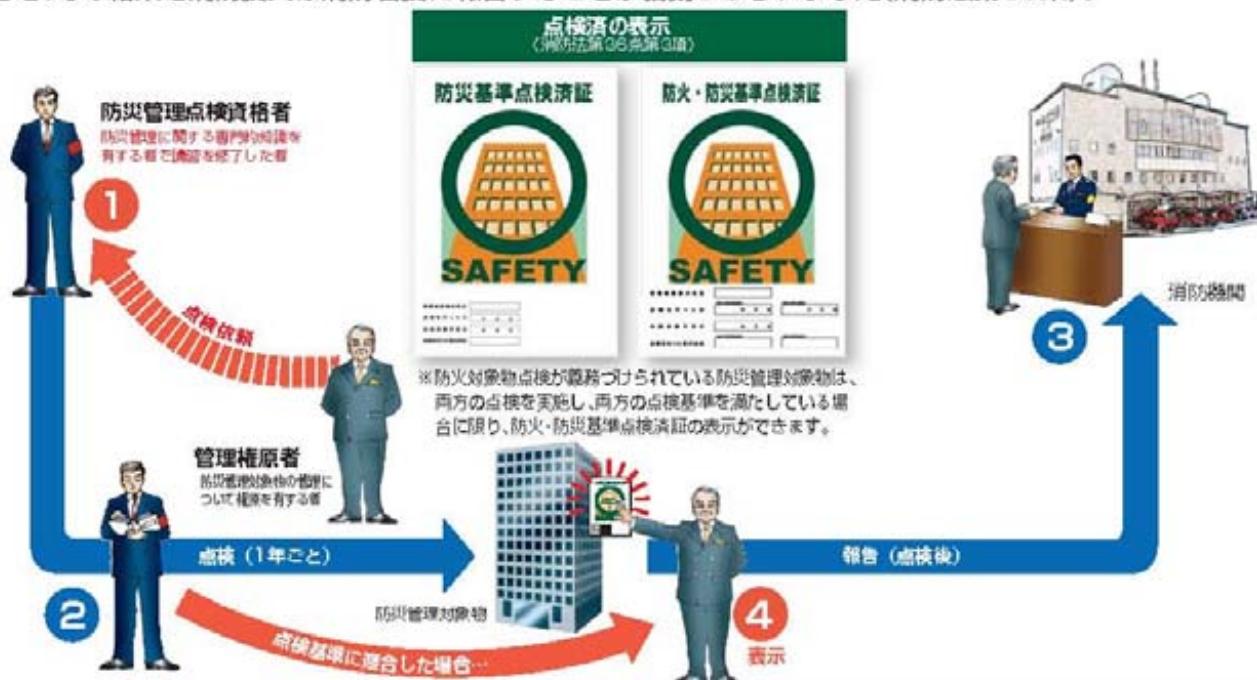
■防災管理業務が必要となる建物は…

(消防法施行令第46条)



■防災管理定期点検報告とは…

防災管理対象物の全ての管理権原者は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について毎年1回定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられました(消防法第36条)。



防災管理点検資格者講習

防災管理点検資格者になるには、総務大臣の登録講習機関である財団法人日本消防設備安全センターが実施する「防災管理点検資格者講習」を受講し、免状の交付を受ける必要があります。
※受講資格、講習日程、受講申込方法については、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページ(<http://www.fesc.or.jp>)をご覧下さい。



一般財団法人 日本消防設備安全センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

*詳しくは、お近くの消防署にお問い合わせください。